

第44回福島地方裁判所委員会議事概要

1 日時

令和6年7月18日（木）午後1時15分

2 場所

福島地方裁判所 第1会議室

3 出席者

（委員）石井美子、小川理佳、加藤亮（委員長）、門倉良則、菅野寿井、國分亮子、中里真、渡辺敏光（五十音順、敬称略）

（説明者）吉岡裁判官、渡邊民事首席書記官、後藤刑事首席書記官、田尻民事訟廷管理官、齋藤主任書記官、秋元事務局長、渡邊事務局次長、田母神総務課長、征矢広報係長

4 議事

(1) 新任委員の紹介

門倉良則委員

(2) テーマ「民事裁判のデジタル化について」

（吉岡裁判官）

① 民事裁判のデジタル化についての説明

裁判手続のデジタル化のコンセプト、民事裁判のデジタル化の展開経緯、具体的な取組状況及び現状、ウェブ会議の方法による口頭弁論等について説明した。

② ウェブ会議の方法による模擬口頭弁論の実演

206号法廷において、裁判所職員が裁判官、書記官、原告及び被告役となり、実際にデジタル機器を使用してウェブ会議の方法による模擬口頭弁論を実演した。

(3) 意見交換の要旨

(委員)

ウェブ会議の方法による口頭弁論は、裁判所に実際に出頭しなくてよいので、移動時間が省略されるなどメリットが大きいと感じた。

所属機関では、相談業務のDX化の準備を進めているところである。具体的には、相談者からウェブで予約を受け付けて、オンラインで相談に応じたり、相談内容を音声入力することなどを検討している。現在は電話メインで相談に対応しているが、それをオンラインで行えるように進めている。

今日の説明を聞くと、裁判所ではかなりペーパーレス化が進められているように感じた。所属機関も相談資料がたくさんあるので、裁判所のペーパーレス化を見習いたい。

(説明者)

裁判所のペーパーレス化については、現在紙で大量に提出されている書類をデータで提出していただくことになった場合、どのように提出していただくか検討が必要だ。証拠が100程になる場合もあるので、それをいかに厳選していただくか、または見やすくしていただくか、悩ましいところである。

(委員)

今日のウェブ会議の方法による模擬口頭弁論はスムーズに進行していたが、それは実演している人が手続を理解しているからだと思う。過去に法廷で口頭弁論の裁判傍聴をしたことがあるが、双方代理人弁護士が、「主張は書面のとおりです。」と言って、次回期日へと簡単に手続が進んでいったのを見たことがあるので、その流れのイメージであればウェブ会議は非常に良いものだと思う。

ただ、国民一般の人にはまだ利用のハードルが高いのではないかと感じた。おそらくウェブ会議システムそのものに慣れている一般の方

はそれ程多くないのではないか、というのが一番の理由である。普段LINE等でウェブ会議システムを使用する場合は、そのまま周りの人なども一緒に見せるという感覚で使用しているが、他方、裁判の場合は本人しか参加できず本人以外が同室していないことが必要という個室要件がある。私たちも大学で入試をウェブ会議で行う時、如何にカンニングを防止するかに苦勞しているが、秘密性があつたり、本人に限定しなければならない場合はオンラインに馴染まないように思うので、余程慣れている方でなければ、口頭弁論での利用は難しいと感じた。

mint'sの説明を聞いて、記録を全部電子データで見られるということは持ち運びの面で非常にメリットがあるが、他方で一覧性にとても劣っていると実感している。口頭弁論においても、端末でデータを見る時に、どの資料のどの部分かを指定してすぐそれに辿り着けるのかという問題があるので、それが乗り越えなければならない課題だと感じた。

私の職場のデジタル化については、会議では、資料のデータを全て事前にアップロードした上で、会場に端末を持ち込んで見ているが、資料のペーパーレス化は進んでいるものの、準備をする事務員の負担がとても大きいと感じている。先程言ったように一覧性に劣っているため、会議の進行順に資料が並んでいないと、その資料に辿り着けない人がでてきてしまうので、利用する方は便利かもしれないが事前準備が今まで以上に大変だ。

また、講義のオンライン化についてだが、慣れている学生とそうでない学生の差がとても大きいと感じている。つまり、その場で真剣に講義に関わらなくてよいので、聞き落としや見落としが多く、説明したことを理解できていないことが散見される。他方で有効に活用して

いる学生は、2、3回と繰り返し見たり、他の様々な情報にアクセスしながら学習している。大学では、他の情報にたくさんアクセスできることがデジタル化の利点と考えているが、裁判手続のデジタル化においては、それが利点とは言えないかもしれない。

デジタル化についてのアイデアだが、デジタル化を進めていきながら、実際に不満が出た点を柔軟に改善していかなくてはならない。今学生から出ている不満は、あちこちに散らばる情報にアクセスしなければならないが、それらを集約化できないかというものや、不慣れな手続の場合に教授側もより柔軟に対応して欲しいというものである。出された意見を大学内部で共有し、デジタル化を進めながら改善しているところである。

(説明者)

カンニング防止についての話があったが、裁判所のウェブ会議においても、代理人弁護士から、相手側に誰か同席者がいるのではないか、個室要件をしっかりと確保するよう指摘されることがあるが、具体的な対策があれば教えていただきたい。

(委員)

今日のウェブ会議の方法による模擬口頭弁論の実演でもあったように、誰も同室していないことを確認するために、カメラで部屋全体を一周映してもらうとか、出入口が一か所の部屋であれば常にその出入口が映ったままの状態にってもらうなどの対策がある。

(委員)

当事者本人がウェブ会議で口頭弁論に参加できるというところに興味を惹かれた。本人が参加する場合はスマートフォンでの参加も可能か。

(説明者)

スマートフォンでの参加も可能だが、安定してウェブ会議ができる通信環境を整えていただく必要がある。

(委員)

そうであれば一般の人でもウェブ会議を利用できるハードルは低いと感じる。若い人はスマートフォンに慣れているのでハードルが下がる。ただ、主張や証拠のe提出について、スマートフォンだけで簡単に提出できるのか気になった。

また、高齢者などのデジタルに詳しくない方や、障害がある方のための手当てを並行して考えるべきである。例えば、最寄りの裁判所で手続に参加することができれば、平等な手続が可能になるのではないか。

所属団体関連では、法務局の登記申請については、申請はオンラインでできるが添付書面は紙で提出することになっている。実際に対面して本人確認し、その意思を確認して適正な仕事を行う必要があり、全てオンライン化するのはリスクがあるため、その形が継続された。以前の全て紙提出だった頃よりは効率化されている。

相談会の受付は、オンラインでもできるように徐々にってきているが、その方法を選ばず紙提出をする人もいるので、オンラインによる方法に一本化することはできず、並行して運用しているところだ。

(説明者)

全面的にデジタル化された場合に、デジタル弱者の方を取りこぼさないための方策について、裁判所のe提出については、直ちに全てe提出のみしかできなくなるわけではなく、代理人弁護士は必ずe提出になるが、本人は紙でも提出することができる。ウェブ会議についても、今までどおり裁判所に実際に出頭して手続することも可能である。ただ、手続が併存することにより、選択肢が増えるという良い面はあ

るが、他方で手続が複雑になるという面がある。

(委員)

私は民事調停委員だが、民事調停手続にもウェブ会議が導入されることになり、5月のウェブ調停説明体験会に参加したが、初めて経験することもあるって、今日の模擬口頭弁論の実演のようにスムーズに進行できなかった。

一般の方向けということではないが、私が所属する団体の理事会は、ウェブ会議で実施している。先程話にあったが、機器の設定等は全て事務局の事務員が行っているので、負担が大きいと感じている。

デジタル化により通訳人はどのような形で裁判手続に参加するのか聞きたいのと、デジタル化に馴染まない事件はあるのか聞きたい。

(説明者)

最初は通訳人も法廷に来てもらうことが前提になると考えられる。ただ将来的には、遠隔地の通訳人が裁判所に来ることが難しい場合に、別の場所で手続が可能になるかについては、これから検討されるのではないか。

(説明者)

刑事事件では、遠隔地の通訳人にウェブ会議で通訳をお願いすることが稀にある。非常にマイナーな言語の場合は、遠隔地の通訳人しか確保できない場合があり、裁判所に来るのに時間がかかってしまい不便だからである。

(説明者)

ウェブ会議に馴染まない事件については、書面のやり取りだけではない証人尋問をウェブ会議で行えるかという問題があり、尋問を実際に対面でやりたいという意見を持つ代理人弁護士もいる。ただ、医者などの専門家の証人や遠隔地にいる証人などについては、現時点では

法律上不可だが、将来的には、代理人弁護士は裁判所に出頭し、証人は遠隔地からウェブ会議で参加するということが可能になるかもしれない。

また、大きな図面を広げて説明しなければならない事件や、出頭当事者の人数が多いためにウェブ会議での審理進行が難しい事件は、実際に裁判所に出頭してもらった方が良い。

(委員)

遮へいの措置が民事訴訟でも可能になったと思うが、ウェブ会議を利用する場合、どのような方法で遮へいするのか疑問に思った。

画面を消してしまうと裁判官からも見えなくなるので、回線を二つ使用するのも思ったが、その場合ハウリングの問題が出てくるのでどう対応するのか。

(説明者)

民事訴訟で遮へいの措置が想定されるのは、本人尋問や証人尋問において想定され、対立当事者との遮へい、傍聴席からの遮へいが考えられるが、その場合にウェブ会議で参加していただくのであれば、そもそもあまり遮へいの必要性が無くなるのではないかと考えられる。

(説明者)

そのような対立当事者や傍聴席からの遮へいが必要な事態が懸念される場合に、直接対面することを避けるために、遮へいの代わりにウェブ会議を利用するという活用が考えられる。

(委員)

所属機関では、インターネット回線を使用するウェブ会議は未だ十分には活用されておらず、専用回線のテレビ会議が使用されている状況である。

本省の審議会では、T e a m s が導入されており、ウェブ会議が広

く利用されている。ウェブ会議を利用している中で、頭を悩ませているのが、電波状況の問題である。普通に繋がっていた回線が突然切れることがあったり、電子機器等との競合で電波状況が悪くなったりすることもよくある。

また、T e a m s の使用に不慣れな人がいた場合は、マニュアルのようなものを作成し、その通りに操作すればウェブ会議が簡単に使用できるという形で、丁寧に使用方法を説明している。

聴覚に障害がある方については、ウェブ会議だと音声聞き取りにくいことがあり、どのような方法で聞き取り易くするかという点で、良い対応策が見つからず苦慮している。ウェブ会議は、音量というよりは音質の問題で聞こえにくいようであり、最終的には、毎回現地に実際に来てもらい会議に参加してもらったことがある。

(委員)

不安に思った点は、模擬口頭弁論では、本人確認につきマイナンバーカードの券面をアップで映して見やすくして確認していたが、一般の人がウェブ会議を利用する場合に、写真の部分を張り替える等して工夫することにより、カメラの映像を通してであるが故に、成り済ましがし易くなるのではないかと思った。

また、本人確認等をする前提として、ウェブ会議の通信状況の確認はしているのか。

(説明者)

通信状況の確認については、T e a m s のチームを作成した時に、接続テストをして事前に確認した上で、事件に臨んでいるので問題ない。

(委員)

所属機関の取り組みについては、会議や研修、セミナーにおいて、

遠隔地であっても参加できるようにウェブ会議の導入がかなり進んできている。講師を迎えて実施するセミナーについては、対面とオンラインを併用することもよくやっている。

一般の方向けではないが、職場内部の打合せは、紙ではなくタブレットを持ち寄って電子データを見ながら行っている。また、委員会等でもタブレットで資料を確認するようになりデジタル化が進んでいる。電子決裁についても、全部ではないが、可能なところから導入を進めている。

最終的にはペーパーレス化に向けて、段階的にはあるが、試行錯誤しながら取り組んでおり、少しずつ進んでいる状況である。

(委員長)

裁判所では、T e a m s、W e b e x、Z o o m等を使用しているが、それぞれ使用方法が違っていたりするので、デジタル弱者にとってはなかなか難しい。デジタル弱者がいることも念頭に置いて、デジタル化を進めなければならない。

紙による提出とは違い、電子データは簡単に提出できるので、かなり大量のデータの事件記録ができてしまうのではないかと、という懸念がある。

実際に対面して話す場合は、話をしている本人たちの間では阿吽の呼吸で内容を理解しているが、聞いている人たちは理解できない、ということがあるが、ウェブ会議のようなリモートの手続だと、言語で相手に内容を伝えようとするので、リモートの手続の方がかえって理解し易いということがあるかもしれない。

(委員)

専用回線と一般回線の使用とで分けて考えた方がよい。オンラインで各地を繋いで研究会を行うことがあるが、議論の最中において、ど

のタイミングで話に入ってよいか、答えてよいか、という間の図り方については、旧知の者同士でも中々難しい。それが知らない者同士の証人尋問などの場合は、より難しさがあると思う。対面の証人尋問で質問してもうまく伝わらないところを見たことがあるので、それがウェブ会議になるとより難しいのではないか。ウェブ会議は専門家に対する尋問の場合などに留める、という運用も場合によっては考えられるかもしれない。工夫次第で乗り越えられる可能性はある。

また、電子データによる提出になると量が増えるという懸念はそのとおりだと思う。学生を相手にしていると、昔の紙の時代は中途半端な内容のものはあまり提出してこなかったが、電子データによる提出の場合はボタン一つ押すだけで簡単なので、途中までしかできていないけど見てくださいということが増えてきたり、逆に内容が何十ページにもなってからすぐに見てくださいということもある。データだと量が分かりにくいので言いたいことを全部書いてしまう、というデジタル化によるデメリットも出てきており、今後大きな問題になると感じている。

5 次回（第45回）開催について

(1) 日時

令和7年2月4日（火）午後1時15分

(2) テーマ

追って定める。

6 閉会